



三重県公報

令和元年7月4日(木)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	選 管 告 示		
22	参議院選挙区選出議員選挙における選挙長等の選任	(選挙管理委員会)	2
23	参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長等の選任	(同)	2
24	参議院選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	2
25	参議院比例代表選出議員選挙における投票所内の氏名等の掲示に名簿届出政党等の名称等を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	2
26	参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	3
27	参議院選挙区選出議員選挙の選挙会の場所及び日時を定めた旨	(同)	3
28	参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時を定めた旨	(同)	3
29	参議院選挙区選出議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額	(同)	3
30	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨の報告	(同)	3
31	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	5
32	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	7

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 22 号**

令和元年 7 月 21 日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条の規定により告示します。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 選挙長

住 所

氏 名

鈴鹿市岸岡町 3775 番地

高 木 久 代

2 選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所

氏 名

伊勢市岡本 1 丁目 9 番 34 号

富 永 健

三重県選挙管理委員会告示第 23 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条の規定により告示します。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 選挙分会長

住 所

氏 名

津市渋見町 630 番地 11

中 西 正 洋

2 選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所

氏 名

津市大里睦合町 233 番地

野 田 恵 子

三重県選挙管理委員会告示第 24 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）第 62 条の規定により次のとおり告示します。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 くじを行う日時

令和元年 7 月 4 日（木） 午後 5 時 40 分

2 くじを行う場所

津市広明町 13 番地

三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第 25 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票所内の氏名等の掲示に名簿届出政党等の名称等を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）第 85 条の規定により次のとおり告示します。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 くじを行う日時

令和元年 7 月 4 日（木） 午後 6 時

2 くじを行う場所

津市広明町 13 番地

三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第 26 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）第 76 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 1 参議院選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじ
 - (1) くじを行う日時
令和元年 7 月 5 日（金） 午後 6 時 50 分
 - (2) くじを行う場所
津市広明町 13 番地
三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室
 - 2 参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじ
 - (1) くじを行う日時
令和元年 7 月 5 日（金） 午後 7 時
 - (2) くじを行う場所
津市広明町 13 番地
三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室
-

三重県選挙管理委員会告示第 27 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項の規定に基づく令和元年 7 月 21 日執行の参議院選挙区選出議員選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定めましたので、同法第 78 条の規定により告示します。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 1 場所 津市広明町 13 番地
三重県庁講堂棟 3 階 第 133 会議室
 - 2 日時 令和元年 7 月 24 日（水） 午前 10 時
-

三重県選挙管理委員会告示第 28 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 2 項の規定に基づく令和元年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時を次のとおり定めましたので、同法第 78 条の規定により告示します。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 1 場所 津市広明町 13 番地
三重県庁講堂棟 3 階 第 133 会議室
 - 2 日時 令和元年 7 月 24 日（水） 午前 10 時 30 分
-

三重県選挙管理委員会告示第 29 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項の規定による令和元年 7 月 21 日執行の参議院選挙区選出議員選挙における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第 196 条の規定により告示します。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

43,297,500 円

三重県選挙管理委員会告示第 30 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和元年7月4日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 取消

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
熊野市選挙管理委員会	粉所集会所	熊野市育生町粉所 307 番地の1	令和元年5月21日
伊賀市選挙管理委員会 大台町選挙管理委員会	上津基幹集落センター 大台町B & G海洋センター	伊賀市北山 1426 番地 多気郡大台町弥起井 363 番地	令和元年6月1日 令和元年6月3日

2 変更

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
亀山市選挙管理委員会	亀山市勤労文化会館	(変更前) 亀山市和田町 1488 番地の115 (変更後) 亀山市和田町 1488 番地 115	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	白川地区南コミュニティセンター	(変更前) 亀山市白木町 3136 番地の2 (変更後) 亀山市白木町 3136 番地 2	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	城西地区コミュニティセンター	(変更前) 亀山市西丸町 553 番地の1 (変更後) 亀山市西丸町 553 番地 1	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	城北地区コミュニティセンター	(変更前) 亀山市亀田町 466 番地の18 (変更後) 亀山市亀田町 466 番地 18	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	御幸地区コミュニティセンター	(変更前) 亀山市東御幸町 220 番地の3 (変更後) 亀山市東御幸町 220 番地 3	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	南部地区コミュニティセンター	(変更前) 亀山市安知本町 950 番地の2 (変更後) 亀山市安知本町 950 番地 2	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	昼生地区コミュニティセンター	(変更前) 亀山市下庄町 3049 番地の2 (変更後) 亀山市下庄町 3049 番地 2	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	白川地区北コミュニティセンター	(変更前) 亀山市白木町 2813 番地の1 (変更後) 亀山市白木町 2813 番地 1	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	井田川地区北コミュニティセンター	(変更前) 亀山市みどり町 55 番地の2 (変更後) 亀山市みどり町 55 番地 2	令和元年6月12日
亀山市選挙管理委員会	野登地区コミュニティセンター	(変更前) 亀山市両尾町 1908 番地の5 (変更後) 亀山市両尾町	令和元年6月12日

亀山市選挙管理委員会	亀山市関町北部ふれあい交流センター	1908 番地 5 (変更前) 亀山市関町会下 1265 番地の 20 (変更後) 亀山市関町会下 1265 番地 20	令和元年 6 月 12 日
伊賀市選挙管理委員会	(変更前) ゆめぼりすセンター (変更後) 伊賀市ゆめぼりすセンター	伊賀市ゆめが丘一丁目 1 番地 4	令和元年 6 月 1 日
伊賀市選挙管理委員会	(変更前) 八幡第 1 生活館 (変更後) 第 1 生活館	伊賀市八幡町 125 番地 3	令和元年 6 月 1 日
伊賀市選挙管理委員会	(変更前) 八幡第 4 生活館 (変更後) 第 4 生活館	伊賀市八幡町 3271 番地 1	令和元年 6 月 1 日
伊賀市選挙管理委員会	(変更前) 八幡第 5 生活館 (変更後) 第 5 生活館	伊賀市八幡町 1996 番地 9	令和元年 6 月 1 日
紀北町選挙管理委員会	(変更前) 紀北町多目的会館 (変更後) 紀北町長島多目的会館	北牟婁郡紀北町長島 971 番地	平成 31 年 4 月 14 日

三重県選挙管理委員会告示第 31 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
亀山市	亀山市勤労文化会館	<u>亀山市和田町 1488 番地 115</u>	亀山市	亀山市勤労文化会館	<u>亀山市和田町 1488 番地の 115</u>
亀山市	白川地区南コミュニティセンター	<u>亀山市白木町 3136 番地 2</u>	亀山市	白川地区南コミュニティセンター	<u>亀山市白木町 3136 番地の 2</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
亀山市	城西地区コミュニティセンター	<u>亀山市西丸町 553 番地 1</u>	亀山市	城西地区コミュニティセンター	<u>亀山市西丸町 553 番地の 1</u>
亀山市	城北地区コミュニティセンター	<u>亀山市亀田町 466 番地 18</u>	亀山市	城北地区コミュニティセンター	<u>亀山市亀田町 466 番地の 18</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
亀山市	御幸地区コミュニティセンター	<u>亀山市東御幸町 220 番地 3</u>	亀山市	御幸地区コミュニティセンター	<u>亀山市東御幸町 220 番地の 3</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
亀山市	南部地区コミュニティセンター	<u>亀山市安知本町</u>	亀山市	南部地区コミュニティセンター	<u>亀山市安知本町</u>

(略)	ユニティセンター	950 番地 2	(略)	ユニティセンター	950 番地の 2
亀山市	昼生地区コミュニティセンター	亀山市下庄町 3049 番地 2	亀山市	昼生地区コミュニティセンター	亀山市下庄町 3049 番地の 2
亀山市	白川地区北コミュニティセンター	亀山市白木町 2813 番地 1	亀山市	白川地区北コミュニティセンター	亀山市白木町 2813 番地の 1
亀山市	井田川地区北コミュニティセンター	亀山市みどり町 55 番地 2	亀山市	井田川地区北コミュニティセンター	亀山市みどり町 55 番地の 2
亀山市	野登地区コミュニティセンター	亀山市両尾町 1908 番地 5	亀山市	野登地区コミュニティセンター	亀山市両尾町 1908 番地の 5
亀山市	亀山市関町北部ふれあい交流センター	亀山市関町会下 1265 番地 20	亀山市	亀山市関町北部ふれあい交流センター	亀山市関町会下 1265 番地の 20
熊野市	寺谷集会所	熊野市五郷町寺谷 739 番地	熊野市	寺谷集会所	熊野市五郷町寺谷 739 番地
			熊野市	粉所集会所	熊野市育生町粉所 307 番地の 1
伊賀市	伊賀市ゆめぼりすセンター	伊賀市ゆめが丘一丁目 1 番地 4	伊賀市	ゆめぼりすセンター	伊賀市ゆめが丘一丁目 1 番地 4
伊賀市	第 1 生活館	伊賀市八幡町 125 番地 3	伊賀市	八幡第 1 生活館	伊賀市八幡町 125 番地 3
伊賀市	第 4 生活館	伊賀市八幡町 3271 番地 1	伊賀市	八幡第 4 生活館	伊賀市八幡町 3271 番地 1
伊賀市	第 5 生活館	伊賀市八幡町 1996 番地 9	伊賀市	八幡第 5 生活館	伊賀市八幡町 1996 番地 9
伊賀市	青山文化センター	伊賀市老川 1790 番地 1	伊賀市	青山文化センター	伊賀市老川 1790 番地 1
			伊賀市	上津基幹集落センター	伊賀市北山 1426 番地
多気郡大台町	グリーンプラザおおだい	多気郡大台町栃原 1691 番地 1	多気郡大台町	グリーンプラザおおだい	多気郡大台町栃原 1691 番地 1
			多気郡大台町	大台町 B & G 海洋センター	多気郡大台町弥起井 363 番地
北牟婁郡紀北町	紀北町長島多目的会館	北牟婁郡紀北町長島 971 番地	北牟婁郡紀北町	紀北町多目的会館	北牟婁郡紀北町長島 971 番地

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 32 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 7 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
老人ホーム (略) (略)	老人ホーム (略) (略)
<u>亀山市住山町 590 番地 1</u> 養護老人ホーム清和の里	<u>亀山市布気町 602 番地</u> 養護老人ホーム清和の里
(略) (略)	(略) (略)
<u>志摩市阿児町神明 1537 番地 1</u> 志摩特別養護老人ホーム才庭寮	<u>志摩市阿児町神明 1537 番地</u> 志摩特別養護老人ホーム才庭寮
(略) (略)	(略) (略)
身体障害者支援施設 (略) (略)	身体障害者支援施設 (略) (略)
松阪市嬉野森本町 1556 嬉野カトリックの家	松阪市嬉野森本町 1556 嬉野カトリックの家
<u>松阪市飯南町粥見 1249 番地 1</u> 障害者支援施設凜生園	(略) (略)
(略) (略)	(略) (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>